

【 投 薬 】

5 4 9 S G L T 2 阻 害 薬（末期腎不全等）の算定について

《令和 7 年 5 月 3 0 日》

○ 取扱い

- ① 適応傷病名と末期腎不全がある患者に対する S G L T 2 阻害薬の算定は、原則として認められない。
- ② 適応傷病名と慢性腎臓病がある患者に対する S G L T 2 阻害薬の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

S G L T 2 阻害薬は、近位尿細管での糖の再吸収を阻害し、糖を尿中へ排泄させ血糖を低下させる薬剤である。したがって、糸球体濾過量が著しく減少している末期腎不全や透析中の患者にはその効果は期待できない。一方、糸球体濾過量がある程度保たれておれば、慢性腎疾患であっても有効性は期待できる。

以上のことから、上記①の患者に対する S G L T 2 阻害薬の算定は原則として認められないが、②の患者に対する算定は原則として認められると判断した。